

クルマの 変更手続・移転手続は お済みですか？

住所変更した時

名義変更した時

●住所が変わったら？

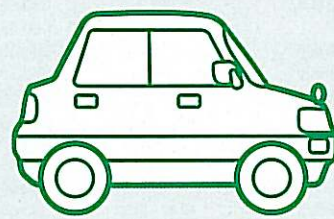
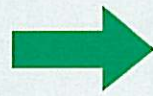
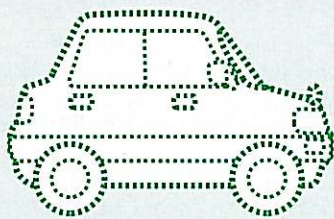
→「変更登録」手続が必要！

●自動車の所有者の名義が変わったら？

→「移転登録」手続が必要！

住所変更

名義変更



変更手続

移転手続

◆自動車のナンバープレートに自分の希望する番号をつけることもできます。
※軽自動車は「自動車検査証の記載事項の変更手続」となります。

○登録内容の変更を忘れると、

- ・リコールの案内（車の欠陥に関する重要な通知）、税金や保険のお知らせが届かない。
- ・これらの通知が前の所有者に届けられ、トラブルの原因になる。
- ・盗難や事故のときに所有者や使用者の確認が遅れる。

といった支障が生じるおそれがあります。

登録自動車（白や緑のナンバープレート）に関するお問い合わせは、お住まいの住所を管轄する国土交通省ヘルプデスクへお願いします。

軽自動車（黄色や黒のナンバープレート）に関するお問い合わせは、お住まいの住所を管轄する軽自動車検査協会事務所へお願いします。

※お問い合わせ先の電話番号は、裏面をご覧ください。

◆なお、市町村合併に伴う住所変更が反映されていない自動車検査証につきましては、新住所とみなされる措置が取られていますので、特に手続をされていなくても問題はありますが、合併後の住所への変更を希望される場合には、裏面の電話番号にお問い合わせ下さい。

◆登録自動車・軽自動車の保管場所（車庫）を変更した時は、最寄りの警察署へお問い合わせ下さい。

◆「自動車税」は所在する都道府県の窓口へ、「軽自動車税」は所在する市区町村の窓口へお問い合わせ下さい。

自動車登録等適正化推進協議会

一般社団法人日本自動車工業会 (社)日本自動車販売協会連合会 (社)日本自動車整備振興会連合会 (社)全国自動車標板協議会
(社)日本中古自動車販売協会連合会 (社)全国自家用自動車協会 (社)全国軽自動車協会連合会 一般社団法人日本自動車会議所
全国自動車検査登録印紙売捌人協議会 日本自動車輸入組合 (社)日本自動車連盟(JAF) 軽自動車検査協会
[事務局] (財)自動車検査登録情報協会

協力 国土交通省